

令和6年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和6年6月4日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員

1 番	村田 弘行	2 番	小菅 康子
3 番	田中 陽介	4 番	山本 剛
5 番	木下 伸一	6 番	津村 俊二
7 番	石川 恵美	8 番	服部 嘉雄
9 番	奥山文市郎	10 番	益川 教智
11 番	東郷 克己	12 番	山崎 敦志
13 番	山崎 有子	14 番	稲垣 誠亮
15 番	荒川 泰宏	16 番	橋 俊明
17 番	岩井智恵子	18 番	鈴木 市朗

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	北脇 泰久	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	中塚 誠治	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 昭彦	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	北脇 康久	事務局次長	辻 昭典
書記	赤坂 悦男	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第 1 号から報告第 4 号まで

(令和 5 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 他
3 件)

報告

第 4 議第 4 4 号から議第 5 6 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (令和 5 年度野洲市一般
会計補正予算 (第 1 5 号)) 他 1 2 件)

提案理由説明

市長提出議案

報告第 1 号 令和 5 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 5 年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 3 号 令和 5 年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4 号 令和 5 年度野洲市病院事業会計予算繰越計算書について

議第 4 4 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 5 年度野洲市一
般会計補正予算 (第 1 5 号))

議第 4 5 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例の一部
を改正する条例)

議第 4 6 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市都市計画税条
例の一部を改正する条例)

議第 4 7 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保険
税条例の一部を改正する条例)

議第 4 8 号 令和 6 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号)

議第 4 9 号 令和 6 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 5 0 号 野洲市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例

議第 5 1 号 野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例

議第 5 2 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

議第 5 3 号 野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

議第 5 4 号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議第 5 5 号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議第 5 6 号 工事請負契約について（コミュニティセンターきたの大規模改修（建築主体）工事ほか）

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（山本 剛）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 6 年第 3 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者に対し、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき専決処分報告書が市長より提出され、タブレットに掲載しておきましたので、確認願います。

（日程第 1）

○議長（山本 剛） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 5 番、木下伸一議員、第 6 番、津村俊二議員を指名いたします。

（日程第 2）

○議長（山本 剛） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの25日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、タブレットに掲載の会期日程のとおりです。

(日程第3)

○議長(山本 剛) 日程第3、報告第1号から報告第4号まで「令和5年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」他3件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(栢木 進) 議員の皆さん、改めましておはようございます。

本日ここに、令和6年第3回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会では、報告事項として、令和5年度一般会計、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の繰越計算書4件を報告いたします。

それでは、まず、報告第1号「令和5年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」ご報告申し上げます。

令和6年第2回定例会における一般会計補正予算第14号で繰越明許費として議決いただきました、総務費の野洲駅南口周辺整備事業他13件の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製しましたので報告いたします。

次に、報告第2号「令和5年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について」ご報告申し上げます。

本議案は、建設改良に要する経費のうち、比江水源地場内施設更新事業について複数年工事であり、完了により資産を取得するため、前払い金に係る予算を繰越しするものです。また、加圧ポンプ設備整備事業について、当初11月に入札執行を行いました。落札者がなく、再入札も同様の結果となり年度内に完了することが困難となったため、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰越して執行するものであり、同条3項の規定に基づき繰越計算書において報告するものです。

次に、報告第3号「令和5年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について」ご報告

申し上げます。

本議案は、建設改良に要する経費のうち、ストックマネジメント管路点検調査業務について調査箇所の選定に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰越して執行するものであり、同条3項の規定に基づき繰越計算書において報告するものです。

次に、報告第4号「令和5年度野洲市病院事業会計予算繰越計算書について」ご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、市立野洲病院東館耐震補強工事において、現施設東館の耐震壁設置のための既存の内装を撤去したところ、仕様どおりの図面で工事を進めることが困難となったため、作業工程の見直しや建築資材の再調達等に日数を要したことから、当該工事に関連する委託費と併せ、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰越して執行するものであり、同条第3項の規定に基づき繰越計算書において報告するものです。

以上です。

(日程第4)

○議長(山本 剛) 日程第4、議第44号から議第56号まで「専決処分につき承認を求めることについて(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第15号))」他12件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

北脇事務局長。

○議会事務局長(北脇康久) 朗読いたします。

議第44号「専決処分につき承認を求めることについて(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第15号))」他専決処分3件、議第48号「令和6年度野洲市一般会計補正予算(第2号)」他補正予算1件、議第50号「野洲市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」他条例改正5件、議第56号「工事請負契約について(コミュニティセンターきたの大規模改修(建築主体)工事ほか)」。

以上です。

○議長(山本 剛) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長(栢木 進) 本定例会では議案としまして、令和5年度補正予算の専決処分1件、

条例改正の専決処分3件、令和6年度補正予算2件、条例の制定及び改正6件、工事請負契約1件の合計13件を提案いたしますので、ご審議・ご採決をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議第44号「専決処分につき承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算（第15号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億2,271万円を減額したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な補正の内容は、歳入では、地方譲与税や各種交付金、特別交付税の額の確定に伴う精査や、ふるさと納税について実績に伴うまちづくり寄附金の減額などです。

また、歳出では、まちづくり基金積立金の減額と、ふるさと納税推進に係る経費の減額を行い、その他、普通建設事業の事業費確定に伴う財源更正を行ったものです。

議第45号「専決処分につき承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律と地方税法等の一部を改正する法律が、それぞれ令和6年2月21日、3月30日に公布されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容については、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を追加するとともに、定額減税措置として個人住民税の特別税額控除に係る規定を追加するなど、所要の改正を行うものです。

なお、本条例のうち能登半島地震災害に係る規定にあっては公布の日、それ以外の規定は令和6年4月1日から施行します。

議第46号「専決処分につき承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

本議案については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に係る特例措置の規定を追加するものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第47号「専決処分につき承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

本議案については、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、野州市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に、また、世帯の軽減判定所得で5割軽減される基準の一部を29万円から29万5,000円に、2割軽減される基準の一部を53万5,000円から54万5,000円に変更するものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

それでは、議第48号「令和6年度野州市一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれに2億2,129万9,000円を増額します。

歳出の主な内容は、民生費では、昨年度に引き続き地方創生臨時交付金の活用事業として、障害者施設や介護施設の福祉施設に対する原油価格・物価高騰対策支援金と、民間保育所等に対する食料品価格高騰対策支援金を追加します。

次に、衛生費では、令和6年3月31日まで特例臨時接種として無料接種していた新型コロナウイルスワクチン接種が、今年度から65歳以上等の市民を対象とした定期接種に変更されたことにより、新型コロナウイルスワクチン接種の委託料を追加します。また、昨年度と同様に地方創生臨時交付金の活用事業として、省エネ家電の買換えに係る補助金を追加します。

教育費では、現在、市が所有しているバスが新規登録から27年経過し、車両の老朽化が進行していることから、通学通園に係る大型バスの車両購入費用を追加します。また、指定避難所となっている市内小中学校の体育館の空調設備の設置に係る設計委託料を追加します。

これらに対する歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、諸収入及び市債、そして、収支の財源調整として繰越金を追加計上します。

債務負担行為では、中主地域包括支援センター運營業務の委託について1億1,350万円を限度額として、また、ガバメントクラウド接続事業について1,850万円を限度額として設定するものです。

次に、議第49号「令和6年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

予算第3条の収益的支出を3,080万円増額します。主な補正の内容としては、田中山高区配水池流入弁の故障に伴い修繕費相当額を増額するものです。

以上、令和6年度野洲市一般会計及び水道事業会計補正予算の提案説明とします。

議第50号「野洲市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、災害対策基本法に基づき作成する避難行動要支援者名簿情報について、個人情報情報の保護に関する法律の改正に伴い、外部提供するためには条例による特別な定めが必要となることから、本条例を制定するものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第51号「野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたこと及び生活保護受給者の外国人に対して、マイナンバーカードの利便性向上を図るため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第52号「野洲市税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容については、新たな公益信託制度の創設に伴い、信託事務、信託財産の管理、処分などに関連する寄附金を寄附金控除の対象とする等の措置を講ずるとともに、私立学校法の既存の規定が繰り下げられることにより改正するものです。

なお、この条例は、公益信託制度の創設に伴う改正にあつては公益信託に関する法律の施行の日属する年の翌年の1月1日から、私立学校法の一部を改正する法律の改正にあつては令和7年4月1日から施行するものです。

議第53号「野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、幼保連携型認定こども園に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律において、地方公共団体の長の職務権限と定められており、園医等を委嘱したことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第54号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行され、家庭的保育事業等における職員の配置基準が改正されたことを受けて、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第55号「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、国のデジタル臨時行政調査会において策定されたデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、特定の記録媒体の使用を定める規定や書面提示、目視等を義務づけるアナログ規制の見直しが行われ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第56号「工事請負契約（コミュニティセンターきたの大規模改修（建築主体）工事ほか）」についてご説明申し上げます。

コミュニティセンターきたの及び野洲防災センターにおいて、建物の長寿命化及び適法化を図るため施工するもので、5月10日に執行した一般競争入札の結果、請負金額をコミュニティセンターきたの分、1億2,075万5,800円、野洲防災センター分、2,983万4,200円、請負人を株式会社フジサワ建設、代表取締役、藤澤正幸と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものです。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月5日から6月13日までの9日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、明6月5日から6月13日までの9日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月14日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一部採決及び一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。(午前9時24分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年6月4日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 木下伸一

署名議員 津村俊二